

介護期に利用できる休暇等制度

介護は育児と異なり、誰もが直面する可能性があり、またいつ直面するのか、いつ終わるのかもわかりません。いざというときになって困らないよう、普段から心構えが必要です。ここでは「その時」が来る前に知っておきたい介護に関する学内の制度を紹介します。介護をする上で一番大切なことは「仕事を続けること」です。仕事をやめても経済的にも、精神的・肉体的にも負担は増すだけです。大学の休暇制度等を利用しながら、仕事と介護を両立させてください。

介護休業

要介護状態にある対象家族の介護する職員は、対象家族1人につき186日まで介護休業を取得することができます。3回を上限として、分割して取得することも可能です。

●次のいずれかに該当する方は取得対象外です。

①1年以内の期間を定めて雇用されている方（雇用を更新されている方を除く）、②継続して雇用された期間が1年未満の方、③3箇月以内に雇用契約が終了することが明らかの方、④週の勤務日数が2日以下の方



通算
186日
の休業

介護短時間勤務

要介護状態にある対象家族の介護する職員は、連続する3年の範囲内で勤務時間の始めと終わりのうち、1日2時間の以内で、勤務の短縮を申請することができます。この時間は勤務したものとみなされ、基本給月額および職務関連手当は減給されません。

●非常勤職員はフルタイム非常勤職員のみ取得できます。



1日
2時間
以内

介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護する職員は、1年（暦年）ごとに5日の範囲内（対象家族が2人以上の場合は10日）で介護休暇を取得することができます。

取得単位 常勤職員：1日、半日、1時間又は1分 非常勤職員：1日又は1時間



有給休暇

●要介護状態とは負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態のことをいい、要介護認定を受けていなくても、制度の対象となり得ます。

●対象家族とは配偶者（内縁含む）、父母、配偶者の父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫を指します。

時間外勤務の免除

要介護状態にある対象家族の介護する職員は、1回の請求につき、1月以上1年以内の期間、時間外勤務の免除を請求することができます。請求回数に制限はありません。

時間外勤務の制限

要介護状態にある対象家族の介護する職員は、1回の請求につき、1月24時間、1年に150時間を超える時間外勤務の制限を請求することができます。請求回数に制限はありません。

深夜勤務の制限

要介護状態にある対象家族の介護する職員は、1回の請求につき、6月以内の期間、22時～5時までの深夜勤務の制限を請求することができます。請求回数に制限はありません。

早出遅出勤務

要介護状態にある対象家族の介護する職員は、承認された期間、一定の時間内で勤務時間をずらすことを請求することができます。

●非常勤職員はフルタイム非常勤職員のみ取得可

介護関係で支給される給付金

介護休業給付金（雇用保険）

雇用保険の加入者が介護休業を取得した場合、原則として介護休業開始時点の賃金月額額の67%が最長93日を限度に、3回（合算で93日）まで支給されます。

支給対象者

雇用保険の加入者であること



雇用保険の加入者で、介護休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12箇月あること。

2週間以上にわたり（※）常時介護が必要である家族を介護するための休業であること



（※）必ずしも2週間以上の休業をしないと給付を受けられないという意味ではありません。

職場復帰をすること



休業開始時点で休業終了後に離職予定の方は支給対象となりません。

この他に休業開始時点において本学で1年以上雇用が継続（本学で雇用保険に1年以上継続加入）していて、休業開始予定日から起算して94日以上継続雇用の見込みがあることが必要です。

支給額

賃金
(日額)

×

休業日数
(最大93日)

×

67%

=

給付額

（注）支給額には上限があります。また介護休業給付金は休業を終えてから（休業期間が3箇月以上にわたる時は、3箇月経過後に）申請するものなので、ご注意ください。

【お問合せ】総務部人事課福利厚生グループ 内線：811-2145

介護休業を取得した共済組合員で、雇用保険から介護休業給付金が支給されない場合、共済組合から介護休業手当金が支給されます。詳細はお問合せください。

【お問合せ】総務部人事課福利厚生グループ 内線：811-2207

介護に関するその他支援制度

研究補助者制度

本学に在職する1週間当たりの勤務時間が38時間45分以上の研究者（単身の研究者、またはフルタイム勤務相当の配偶者を有する研究者）で介護と研究の両立が困難な状況であり、市町村から要介護の認定を受けている親族と同居し、主に介護している方は、月30時間を上限として大学院生等を研究補助者として配置する「研究補助者制度」をご利用いただけます。

突発的な介護が発生した場合も随時申請可能ですので、まずはセンターまでお問い合わせください。

【お問合せ】男女共同参画推進センター 内線：811-2150

地域の相談窓口

地域包括支援センター

「地域包括支援センター」とは、高齢の方や高齢者を介護している方の身近な相談窓口で、すべての高齢者の相談を受け付ける施設です。要介護認定を受けていない高齢者のよろず相談から、要介護認定の申請など、介護サービスに関する最初の窓口となっています。離れて暮らす家族の介護について相談する場合は、支援対象者となる家族が住んでいる場所の地域包括支援センターに問い合わせましょう。

介護サービス情報公表システムで検索 ⇒ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>